

小松市 新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月改定
小 松 市

目次

項目	頁
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)の制定	2
第2章 小松市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応	4
第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	4
第2節 小松市新型インフルエンザ等対策行動計画について	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	8
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	8
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	10
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	12
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	15
第5節 対策推進のための役割分担	20
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	23
第1節 市行動計画における対策項目等	23
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	29
第1節 市行動計画等の実効性確保	29
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	31
第1章 実施体制	31
第1節 準備期	31
第2節 初動期	33
第3節 対応期	34
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	36
第1節 準備期	36
第2節 初動期	39
第3節 対応期	41
第3章 まん延防止	45
第1節 準備期	45
第2節 初動期	46
第3節 対応期	47

第4章 ワクチン	49
第1節 準備期	49
第2節 初動期	53
第3節 対応期	54
第5章 保健	56
第1節 準備期	56
第2節 初動期	57
第3節 対応期	58
第6章 物資	59
第1節 準備期	59
第2節 初動期～対応期	60
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	61
第1節 準備期	61
第2節 初動期	63
第3節 対応期	64
用語集	67

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により、各国間の往来が飛躍的に拡大していることから、未知の感染症が発生した場合、世界中に迅速に拡散する可能性も高まっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年(2020年)以降新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。そのため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気だけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することで、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。このような AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していくことが重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法)の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な流行(パンデミック)となり、深刻な健康被害や社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックが起こることが懸念される。さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性があるため、これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

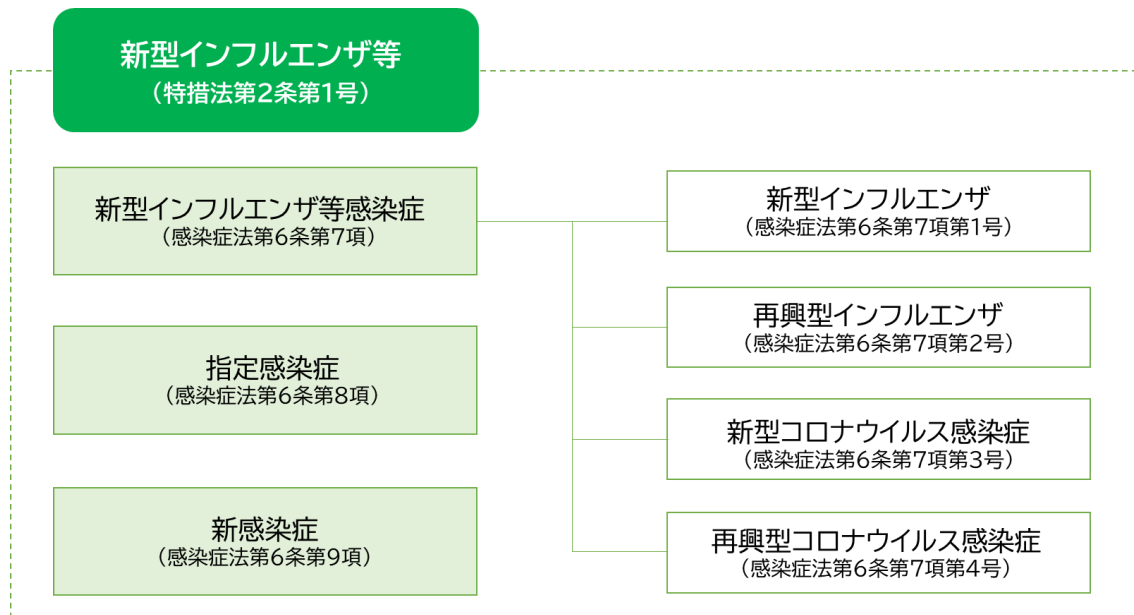
新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり具体的には、下記の通りである。(感染症法第6条第7項から第9項までに規定。)

- ①新型インフルエンザ等感染症(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症※、再興型コロナウイルス感染症)
- ②指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

※新型コロナウイルス感染症のうち、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)は、感染症法施行規則第1条第15号において5類感染症に位置づけされているため、本項の新型コロナウイルス感染症には含まない。

図1 感染症法及び特措法における感染症の分類



第2章 小松市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応

第1節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年(2019年)12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年(2020年)1月には国内でも新型コロナの感染者が確認された。

同年1月には、閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、2月には、国において、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

その後、特措法に基づく緊急事態宣言(特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。)の発出、医療提供体制の強化、予備費による緊急対応策や補正予算による対策、まん延防止等重点措置の創設等の特措法改正、変異株への対応、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和等、ウイルスの特性や状況の変化に応じて、国家の危機管理として新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)が行われた。

県においても、石川県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置され、国の策定した基本的対処方針を踏まえ、医療提供体制の確保や、国に対するまん延防止等重点措置の要請等、状況の変化に応じた新型コロナ対応が行われた。

本市においても、小松市新型インフルエンザ等対策本部(以下「市対策本部」という。)を設置し、国や県の対応を踏まえ、まん延防止対策等を行った。

国内感染者の確認から3年余りが経過した令和5年(2023年)5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止され、県対策本部及び市対策本部も廃止された。今般の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図る必要がある。

第2節 小松市新型インフルエンザ等対策行動計画について

小松市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「市行動計画」という。)は、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)、石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を踏まえ市が策定する、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画である。市行動計画は、新型インフルエンザなどの発生に備え、市民の生命と健康を守るための対策を具体的に示している。

平成17年(2005年)11月に、国は「世界保健機関(WHO)世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しており、県も政府の行動計画に準じて同年12月に「石川県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。平成21年(2009年)3月に政府行動計画改定に伴い、県の行動計画が改定されたことを踏まえ、同年4月に「小松市新型インフルエンザ行動計画」を策定した。

平成21年(2009年)の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓を踏まえ、平成24年(2012年)に特措法が制定され、国は特措法に基づく計画として、平成25年(2013年)に政府行動計画を策定しており、県もこれを踏まえ、平成26年(2014年)3月に既存の計画を改定し、特措法に基づく県行動計画を策定した。市も国及び県の行動計画を踏まえ平成26年3月、市行動計画を改定した。

今般、令和6年(2024年)7月の政府行動計画の改定、令和7年(2025年)3月の県行動計画の改定を踏まえ、市行動計画についても令和8年7月に改定を行った。

市行動計画は、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針及び市が実施する対策等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国は、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定についての検討を行うこととしており、本市においても、政府行動計画及び県行動計画の改定を踏まえ、必要に応じて、市行動計画を見直す。

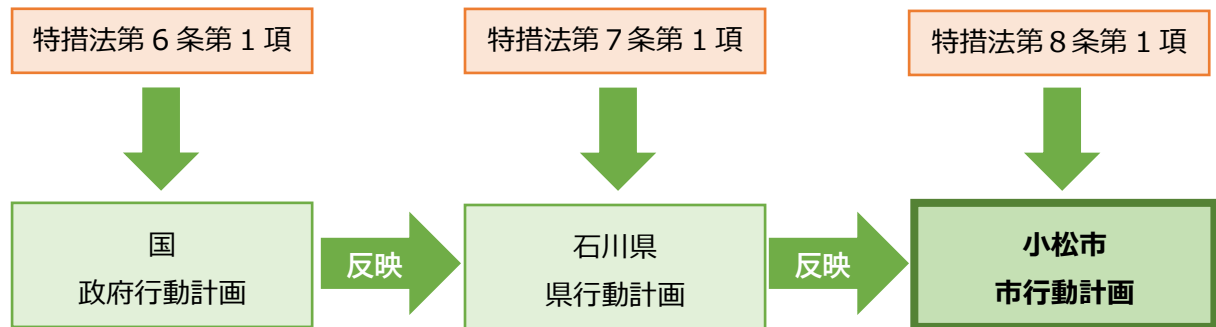
第1部第2章 小松市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成と感染症危機対応

第2節 小松市新型インフルエンザ等対策行動計画について

表1 新型インフルエンザ対策の経緯

	法律	国	県	市
平成9年10月 (1997年)		新型インフルエンザ対策報告書		
平成15年8月 (2003年)		新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書		
平成17年11月 (2005年) 平成17年12月		新型インフルエンザ対策行動計画策定	石川県新型インフルエンザ対策行動計画策定	
平成20年5月 (2008年)	<u>感染症法改正</u> 鳥インフルエンザを二類に追加、「新型インフルエンザ等感染症」を創設			
平成21年2月 (2009年) 平成21年3月 平成21年4月		行動計画改定	行動計画改定	
	新型インフルエンザ (A/H1N1) 発生			
				小松市新型インフルエンザ対策行動計画策定
平成23年9月 (2011年)		行動計画改定		
平成24年3月 (2012年) 平成24年5月	新型インフルエンザ等対策特別措置法公布		行動計画改定	
平成25年6月 (2013年)		特措法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画策定		
平成26年3月 (2014年)			特措法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画策定	特措法に基づく新型インフルエンザ等対策行動計画策定
平成29年9月 (2017年)		行動計画改定		
令和2年1月 (2020年) 令和2年2月 令和2年3月	<u>感染症法改正</u> 新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定 <u>特措法一部改正</u> 新型コロナウイルス感染症を特措法の適用対象とする暫定措置			
令和3年2月 (2021年)	<u>感染症法改正</u> 新型コロナウイルス感染症を「新型インフルエンザ等感染症」(2類相当)に位置付ける			
令和5年5月8日 (2023年)	<u>感染症法改正</u> 新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行			
令和6年7月 (2024年)		行動計画抜本改定		
令和7年3月 (2025年)			行動計画抜本改定	

図2 行動計画と関連計画との関係



第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生した場合、市民の生命及び健康や市民生活及び経済にも大きな影響が及ぶ可能性がある。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるが、患者の発生が短期間に集中した場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうおそれがあることを念頭に置き、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある

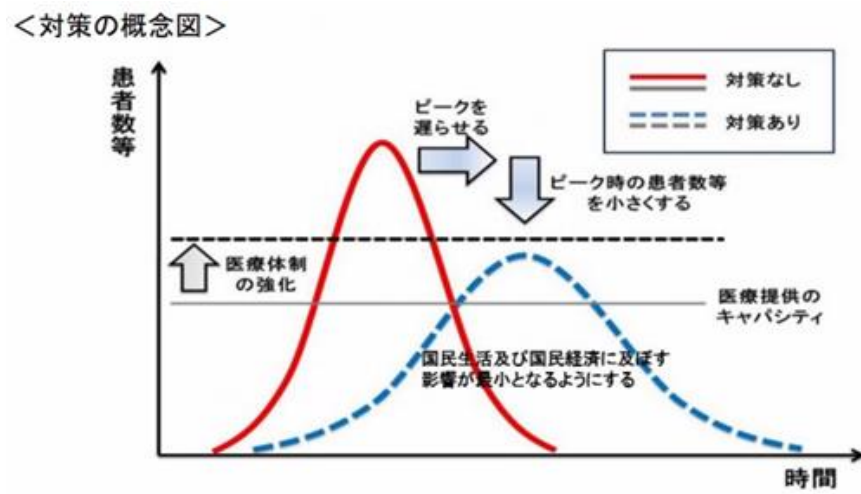
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせることで、医療提供体制の整備やワクチン接種等までの時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等を可能な限り減らし、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、県が行う感染症法に基づく医療措置協定等による医療提供体制の強化策に協力しながら、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2. 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、対策を柔軟に切替えることで、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- ・市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- ・感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ・業務継続計画等の作成や実施等により、医療の提供や市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

図3 対策の概念図



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

1. 柔軟な対応

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験から、特定の感染症や過去の事例に偏った準備を行うことは、新たな事態への対応を困難にする可能性がある。市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、様々な状況で対応できるよう、幅広い対策の選択肢を示すものである。実際に新型インフルエンザ等が発生した際には感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性)、流行の状況、市の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を考慮し、実施すべき対策を選択し決定する。

対策を決定する際には、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた対策を行う。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収束するまでの状況に応じて、国が定める基本的対処方針とも整合をとり、一連の流れを持った対策を行う。

2. 段階に応じた対応

(1)発生前の段階(準備期)

- ・予防接種の実施準備、要援護者への支援体制づくり、市民に対する啓発や市による業務継続計画等の策定、訓練の実施、DXの推進など、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。

(2)海外や国内で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)

- ・直ちに初動対応の体制に切り替える。
- ・海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。

(3)対応期

ア. 封じ込めを念頭に対応する時期

- ・県が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えるとともに、市内で感染が拡大した段階への移行に備えて、市民生活の安定の確保のための準備等を急ぐ。

- ・国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策は縮小・中止などの見直しを行う。

イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・国、県、他市町、医療機関、事業者等と相互に連携して、市民生活・経済の維持等のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが想定される。予め決めたとおりにいかないことが考えられ、社会状況を把握し、臨機応変に対処することが求められる。
- ・事態によっては、地域の実情等に応じて、市は県対策本部と協議の上、柔軟な対策を講じることができるようし、現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・基本的な感染症対策に移行する。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

1. 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症等も考慮し、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるよう、以下の考え方を踏まえ、有事のシナリオを想定する。

- (1) 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定し、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- (2) 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- (3) 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- (4) 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期に及ぶ場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容を記載した。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期及び対応期)に大きく分けた構成とした。

2. 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

(1) 初動期(A)

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(2)対応期(B から D の時期に区分)

ア. 封じ込めを念頭に対応する時期(B)

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やブレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期(C-1)

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

ウ. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(C-2)

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)

エ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期(D)

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、感染防止措置等の対策は、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

なお、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、市行動計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1. 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

(1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備

新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施に必要な準備を行う。

(2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

(3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた継続的な点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を感染症対策に携わる関係者や市民等と

広く共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて継続的に点検や改善を行う。

(4) 予防接種体制、リスクコミュニケーション等の備え

国や県との情報共有などを始め、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、予防接種体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時から取組を進める。

(5)DX の推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国や県と連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

2. 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1)科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2)医療提供体制と市民生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には医療提供体制の速やかな拡充を図り、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。市は国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民等や事業者を含め、市民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

(3)状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

(4)対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、個々の対策の切替えのタイミングについては国や県が示す目安等を踏まえ対応する。

(5)市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促す。特に県でまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が行われる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

3. 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、国民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機においても市民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

4. 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

5. 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市から県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう、必要に応じて要請する。

6. 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる感染対策等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

7. 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や避難所の確保等を進めることや、県と、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

8. 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

9. 対策に関わる行政職員等のメンタルヘルス支援

感染症危機において、新たな感染症への恐怖・不安や、収束の見通しがみえないこと等により、対応にあたる行政職員等の心身面に多大な影響が生じる可能性がある。そのため、市は、新型インフルエンザ等対策に関わる職員のメンタルヘルス支援を行う。

第5節 対策推進のための役割分担

1. 国の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、国は自ら対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO(世界保健機関)等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンやその他の医薬品の調査や研究の推進に努め、調査及び研究に係る国際協力を推進し、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、平時には政府行動計画に基づき、準備期の対策を着実に実施し、定期的な訓練等により対策の点検・改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議や関係省庁会議を通じ、政府一体の取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、発生段階に応じた具体的対応を事前に決定する。

国は、発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を踏まえつつ、対策を強力に推進する。

また、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

2. 県及び市町の役割

県及び市町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が定める基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

(1) 県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担い、国が定める基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する金沢市、感染症指定医療機関（第一種及び第二種感染症指定医療機関に限る。以下同じ。）、関係機関、学識経験者等で構成される石川県感染症連携協議会等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA サイクルに基づき改善を図る。

(2)市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

3. 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

4. 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

5. 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務を継続的に実施するよう努める。

6. 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。

特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

7. 市民の役割

平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1. 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

2. 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の達成に向けて、それぞれの項

目に関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら取組を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市の危機管理の問題として取り組む必要がある。このことから、国、県、市、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることによって、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげる。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき対応することとし、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、県が実施するまん延防止措置や緊急事態措置を鑑み、本市におけるまん延防止対策を実施するとともに、社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

このため、市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。また、新型インフルエンザ等の発生時のワクチン接種に当たっては、事前の計画に基づきつつ、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、市は、住民の生命および健康を守るため、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

市は、平時から県と迅速な情報共有のあり方の検討と連携の基盤作りを行うとともに、新型インフルエンザ等の発生時には県が行う感染症対応業務を支援・協力する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、所掌事務や新型インフルエンザ等対策業務の円滑な実施が滞り、市民の生命および健康や市民生活への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、新型インフルエンザ等の発生時に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市

は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

3. 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下のⅠからⅢまでの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

Ⅰ. 人材育成

Ⅱ. 国や県、他市町との連携

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

Ⅰ 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際、市は、県や保健所が実施する研修等への職員の積極的な参加を促進するとともに、市独自の研修等を通じて、より多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることを踏まえ、幅広い人材を対象とした人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含め、感染症対応業務に関する研修等の実施、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のための研修等の取組、日頃からの保健部門と危機管理部門との連携や連動等が求められる。

新型コロナ対応の経験を有する職員の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制等の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、必要な研修や人材育成を進めることにも取り組む必要がある。

Ⅱ 国や県、他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感

染拡大防止や医療提供体制の確保を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。

市は市民に最も近い行政単位として、予防接種や市民の生活支援等の役割を担うとともに地域の実情に応じた対策を実施する。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国及び県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では、地域や市境を越えた人の移動や感染の広がり等を考慮し、県内の近隣市町との連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、新型インフルエンザ等に関するデータや情報の円滑な収集や共有・分析等が感染症危機の際に可能となるよう、平時から国及び県との連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から県との意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案及び実施に当たって、対策の現場を担う市の意見を適切に反映させるよう努める。また、国及び県と共同して訓練等を行い、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

Ⅲ DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、データの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、国及び県と連携しながら、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

DX推進の取組として、国において、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である。

また、DX 推進の取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、国民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。

こうした国や県の動向を踏まえ、市も国や県と連携して、予防接種記録の DX 化等、対策を行っていく。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

第1節 市行動計画等の実効性確保

1. EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

2. 新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運(モメンタム)の維持を図る。

3. 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市及び県は、訓練の実施やそれに基づく点検や

改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

4. 必要な見直し

国は、定期的なフォローアップを通じた取組の改善等に加え、国内外の新興感染症の発生状況やそれらへの対応状況、感染症法に基づく予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じるとしている。

市は、政府行動計画や県行動計画の改定等を踏まえて、新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、必要に応じ、本市行動計画の見直しを行う。

なお、計画の改定時期にかかわらず、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われ、その対応経験をもとに政府行動計画等が見直された場合は、必要に応じ、本市行動計画について所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び 取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の抽出や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

2. 所要の対応

(1)実践的な訓練の実施

市は、市行動計画の内容を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(2)市行動計画等の見直しや体制整備・強化

ア. 市は、市行動計画の作成や見直しを行う際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者等の意見を聴く。また、対策の準備状況の確認や検討のため、関係団体等と協議する。(健康福祉部、市長公室)

イ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画の確認・見直しを行う。(全部局)

ウ. 市は、県が対策本部を設置したときに、速やかに市対策本部を立ち上げられるよう体制を整備する。(健康福祉部、市長公室)

エ. 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、役割分担に関する調整を行う。(健康福祉部、市長公室)

オ. 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。(健康福祉部、市長公室)

(3)関係機関の連携の強化

ア. 市は、国及び県等及び指定(地方)公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。(健康福祉部、市長公室)

イ. 市及び県、国等及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。(健康福祉部、市長公室)

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、県が石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部等を設置した場合においては、必要に応じて健康福祉部長を本部長とする「小松市警戒本部」を設置し、関係部局における認識の共有を図るとともに、連携を確保し、各部局の重要業務を継続する体制を整える。

(健康福祉部、市長公室、総合政策部、行政管理部、こども家庭部、経済環境部、上下水道局、教育委員会)

(2) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

ア. 政府対策本部が設置され、県に、県対策本部が設置されたときには、市は、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
(市長公室、健康福祉部、その他全部局)

イ. 市は、必要に応じて、人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(全部局)

(3) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策を実施するため、国からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債の発行を検討し、所要の準備を行う。(総合政策部)

第3節 対応期

1. 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

2. 所要の対応

(1) 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

ア. 対策の実施体制

- (ア)市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を継続的に提供・共有する。(健康福祉部、市長公室)
- (イ)市は、国の基本的対処方針や県の対応に基づき、市が実施すべき必要な新型インフルエンザ等対策を協議、実施する。(健康福祉部、関係部局)
- (ウ)市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全部局)

イ. 職員の応援要請

- (ア)市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(総合政策部)
- (イ)市は、特定新型インフルエンザ等対策を実施するために必要があると認めるときは、他の市町または県に対して応援を求める。(総合政策部)

ウ. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。(総合政策部、関係部局)

(2)まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等について

ア. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(市長公室、健康福祉部)

(3)特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

ア. 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。(市長公室)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段についてあらかじめ定め、市民等の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有を行う。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

ア. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を活用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う。下水モニタリングで得た知見と体制を活用していく。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は県等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、教育現場等においても、こどもにも分かりやすい情報提供・共有を行う。(健康福祉部、こども家庭部、関係部局)

イ. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

ウ. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

(2) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

(ア)市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。

様々な年代の市民等に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する。(健康福祉部、関係部局)

(イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関等に対し、既存のネットワーク等を通じて情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有のあり方を整理する。(健康福祉部、関係部局)

(ウ) 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、必要な情報提供・共有を行う方法を検討する。(健康福祉部、関係部局)

イ. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

(ア) 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等について、市民等の反応や必要としている情報を把握し、的確な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(イ) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、国からの要請を受けて、コールセンター等が設置されるよう準備する。(健康福祉部、行政管理部)

(ウ) 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。(健康福祉部、総合政策部)

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

市は県と連携し、国から提供された科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民等に情報提供・共有する。

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有

ア. 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、市民等に対し迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。様々な年代の市民等に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

イ. 市は、関係団体等を通じた情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

ウ. 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国や県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(2)双方向のコミュニケーションの実施

ア. 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(市長公室、行政管理部、健康福祉部、関係部局)

イ. 市は、国及び県が作成した Q&A 等を活用し、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。(市長公室、行政管理部、健康福祉部)

(3)偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

1. 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、適切な行動につながるよう促す。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえ、科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

2. 所要の対応

市は国及び県から提供された、科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしながら、市内の関係機関、市民等に対し、情報提供・共有を行う。

(1) 基本的方針

ア. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(ア). 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、必要に応じて専門的知見を有する者等からの助言を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等をホームページ等により、市民等に対し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に適切な配慮を行い、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。様々な年代の市民等に正確な情報が届くよう、各年代に応じた情報発信を工夫する。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

- (イ). 市は、関係団体等を通じた情報提供・共有を行う。(健康福祉部、関係部局)
- (ウ). 市は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、国及び県が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を、具体的な対応の目安として、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

イ. 双方向のコミュニケーションの実施

- (ア). 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であるため、一方向の情報提供だけでなく、SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見、アンケート調査等を通じて、市民等の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康福祉部、市長公室、行政管理部、関係部局)
- (イ). 市は、国及び県が改定する Q&A 等を活用し、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。(健康福祉部、行政管理部、関係部局)

ウ. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療関係等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国、県、市、NPO 等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民等に周知する。また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、科学的知見等に基づく情報を速やかに提供・共有する等、市民等が正しい情報を円滑に入手できるようにする。(健康福祉部、行政管理部、関係部局)

(2) リスク評価に基づく方針の決定・見直し

ア. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階は、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底する。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて市民に周知する。さらに、県が県民に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、市は、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

イ. 病原体の性状等に応じて対応する時期

(ア) 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

(イ) こどもや、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、市は市民等に対し、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

ウ. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく際、留意す

べき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、市民等に対し、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる市民等がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。(健康福祉部、市長公室、関係部局)

第3章 まん延防止

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり、参考とすべき必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

2. 所要の対応

(1) 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

ア. 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることについて理解促進を図る。(市長公室、総合政策部、健康福祉部、関係部局)

イ. 市は、学校及び社会福祉施設等と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染や発症が疑われる場合は、相談センターや医療機関に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(市長公室、総合政策部、健康福祉部、関係部局)

ウ. 市は県と連携して、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。(市長公室、総合政策部、健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備を行う。

2. 所要の対応

(1) 市内でのまん延防止対策の準備

市は、国及び県からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
(市長公室、健康福祉部)

第3節 対応期

1. 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

2. 所要の対応

(1)まん延防止対策の内容

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じて徹底することを要請する。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

ア. 市民に対する要請等

県が集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行った場合、生活の維持に必要な場合を除き、市は、市民に対し外出自粛要請や、移動自粛要請についての周知を行う。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

イ. 事業者に対する要請

(ア) 市は、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、または徹底することを協力要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の従業員への配慮等を協力要請する。(市長公室、健康福祉部、関係部局)

(イ)市は、国および県からの要請に基づき、関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

ウ. 学校等に対する要請等

市は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、市は、地域の感染状況等に鑑み、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、または休校)等を学校・保育施設等の設置者に要請する。(市長公室、健康福祉部、こども家庭部、教育委員会)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国や県の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンの円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

2. 所要の対応

(1) ワクチンの接種に必要な資材等について

市は、平時から予防接種に必要な資材等の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(健康福祉部)

表2 予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】 [↗]	【医師・看護師用物品】 [↗]
☐ 消毒用アルコール綿 [↗] ☐ トレイ [↗] ☐ 体温計 [↗] ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器 [↗] ☐ 手指消毒剤 [↗] ☐ 救急用品 [↗] 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。 [↗] 代表的な物品を以下に示す。 [↗] ・血圧計等 [↗] ・静脈路確保用品 [↗] ・輸液セット [↗] ・生理食塩水 [↗] ・アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 [↗] ・酸素ポンプ等 [↗]	☐ マスク [↗] ☐ 使い捨て手袋(S・M・L) [↗] ☐ 使い捨て舌圧子 [↗] ☐ 膿盆 [↗] ☐ 聴診器 [↗] ☐ ペンライト [↗]
	【文房具類】 [↗]
	☐ ボールペン(赤・黒) [↗] ☐ 日付印 [↗] ☐ スタンプ台 [↗] ☐ はさみ [↗]
	【会場設営物品】 [↗]
	☐ 机 ☐ 椅子 [↗] ☐ スクリーン [↗] ☐ 延長コード [↗] ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 [↗] ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 [↗] ☐ 耐冷手袋等 [↗]

(2)ワクチンの流通に係る体制の整備

市は、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、県との連携の方法及び役割分担について協議の上、県におけるワクチンの流通体制の構築に協力する。(健康福祉部)

(3)接種体制の構築

ア. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、小松市医師会(以下市医師会という)等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行うよう努める。(健康福祉部)

イ. 特定接種

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。(健康福祉部)

ウ. 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法(昭和23年法律第68号)第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めることとしており、市は、平時から迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア)市は、国や県の協力を得ながら、市に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(健康福祉部)

(イ)市は、国や県の協力を得ながら、円滑な接種の実施のため、国が構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(健康福祉部)

(ウ)市は、市民が速やかに接種を受けられるよう、市医師会等の医療関係者や学校関係者(接種会場に学校を使用する場合)等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康福祉部、教育委員会、関係部局)

表3 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

(4)情報提供・共有

市は、国が科学的根拠に基づき提供・共有する情報を踏まえ、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型コロナウイルス等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図るよう努める。(健康福祉部)

(5)DXの推進

(ア)市は、市が活用する予防接種のシステム(健康管理システム)と国が整備するシステム基盤が連携することで予防接種事務のデジタル化が実現されるよう国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って当該システムの整備を行う。(健康福祉部、総合政策部)

(イ)市は接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合にシステムを活用して接種対象者のスマー

トフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に関しては紙の接種券等を送付する必要がある。（健康福祉部、総合政策部）

(ウ)市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録を行った接種対象者が予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないように環境整備に取り組む。（健康福祉部、総合政策部）

第2節 初動期

1. 目的

準備期から強化した接種体制等を活用し、国及び県の方針に基づき、速やかな予防接種へとつなげる。

2. 所要の対応

(1) 接種体制

ア. 接種体制の準備

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の特性やその際の医療提供体制や国民生活や社会経済活動の状況を踏まえ、特定接種又は住民接種の実施を見据え、接種の優先順位の考え方を整理する。市は、国の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を行う。

イ. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康福祉部)

ウ. 接種に携わる医療従事者の確保に係る検討

市は、予防接種を行う際、必要に応じ、医療関係者や医療関係団体に対して協力を要請する。(健康福祉部)

第3節 対応期

1. 目的

あらかじめ準備期に計画した接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

2. 所要の対応

(1) 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉部)

ア. 特定接種

(ア) 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国や県と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総合政策部、健康福祉部)

イ. 住民接種

(ア) 住民接種の接種順位の決定

国による接種の順位に係る基本的な考え方に基づき、接種対象者の優先順位を決定する。(健康福祉部)

(イ) 住民接種の準備

市は、国や県と連携し、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国が定める接種順位に従い予防接種を実施する準備を行う。(健康福祉部)

(ウ) 住民接種体制の構築

市は、国の要請を受け、接種を希望する市民が速やかに接種を受けることができるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(健康福祉部)

(エ) 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国の要請を受け、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

(オ) 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等で接種会場での接種が困難な者が

接種を受けられるよう、市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
(健康福祉部)

(カ)接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止するとともに、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(健康福祉部)

(2)副反応疑い報告等やワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、ワクチンの安全性について、国において収集・整理された情報や、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等の情報に基づき、市民等への適切な情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

(3)健康被害に対する速やかな救済

市は、予防接種法に基づく予防接種の実施により健康被害が生じたと認定した者について、予防接種健康被害救済制度に基づき、住民接種の場合、給付の実施主体として給付を行う。なお、特定接種の場合は、特定接種の実施主体が給付の実施主体として給付を行う。(健康福祉部)

市は予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(健康福祉部)

(4)情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

1. 目的

市は、県から提供される感染症に係る情報を市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤作りを行う。

2. 所要の対応

(1) 連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県を中心に、平時から保健所や近隣市町、感染症指定医療機関、消防機関等の関係機関・団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。(健康福祉部)

(2) 市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーション

市は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法やコールセンター等の設置をはじめとする市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方などについて、あらかじめ検討を行い、有事において速やかに感染症情報を市民へ提供・共有できる体制を構築する。(総合政策部、健康福祉部、関係部局)

(3) 県の人材確保への協力

市は、流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表)から1か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、県からの要請があった場合に、応援派遣に協力できるよう準備する。(健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

1. 目的

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

2. 所要の対応

(1)市民への情報提供・共有の開始

市は、県等と連携し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、国が作成する Q&A の公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(総合政策部、健康福祉部)

(2)県の人材確保への協力

市は、流行開始(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表)から1か月間において想定される保健所における業務量に対応するため、県からの要請があった場合は、応援派遣に協力する。(健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

1.目的

新型インフルエンザ等の発生時に、準備期に整理した役割分担・連携体制に基づき、市に求められる役割を果たす。

2.所要の対応

(1)県等が行う感染症対応業務との連携

ア.健康観察および生活支援

- ① 市は、県が行う健康観察に協力する。(健康福祉部)
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供または物品の支給に協力する。(総合政策部、健康福祉部)

イ.情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の促進を図るために必要な情報を県と共有する。(健康福祉部)
- ② 市は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などの対策について、市民に対し情報提供・共有を行う。(健康福祉部)

第6章 物資

第1節 準備期

1. 目的

感染症対策物資等は、有事に、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資の備蓄

ア.市は、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)で定める物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(市長公室、健康福祉部)

イ.市は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄する。(市長公室、健康福祉部)

ウ.市は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(消防本部)

第2節 初動期～対応期

1. 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、県と連携して必要な感染症対策物資等を確保及び備蓄状況の確認を行う。

2. 所要の対応

(1) 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

市は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(健康福祉部)

(2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、国、県、近隣の地方公共団体等が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。(健康福祉部)

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保

第1節 準備期

1. 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを推奨する。

2. 所要の対応

(1) 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活及び社会経済活動への影響に関する情報収集を行うため、国や県の連絡の窓口となる部署及び担当者を確認し、情報共有体制を整備する。(健康福祉部)

(2) 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、全ての支援対象に迅速に情報が届くようにする。(健康福祉部、市長公室、総合政策部)

(3) 物資及び資材の備蓄

ア. 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(健康福祉部、市長公室)

イ. 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを推奨する。(健康福祉部、市長公室)

(4) 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬

送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(健康福祉部)

(5)火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県および近隣市町と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(健康福祉部)

第2節 初動期

1. 目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、市民等に、感染対策等の必要となる対策の準備を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

2. 所要の対応

(1)生活関連物資等の購入に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の市民生活との関連性が高い物資又は市民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。（関係課）

(2)遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（健康福祉部）

第3節 対応期

1. 目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

2. 所要の対応

(1)市民生活の安定の確保を対象とした対応

ア. 生活関連物資等の安定供給に関する市民等への呼び掛け

市は、必要に応じて、市民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(健康福祉部、市長公室)

イ. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。(健康福祉部、こども家庭部、教育委員会)

ウ. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受け、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。(健康福祉部)

エ. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。(教育委員会)

オ. 生活関連物資等の価格の安定等

(ア).市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(関係課)

- (イ).市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係課)
- (ウ).市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、県と連携し適切な措置を講ずる。(関係課)
- (エ).市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、県と連携し、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(関係課)

カ. 埋葬・火葬の体制整備

- (ア).市は、県を通じての国からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働させる。(健康福祉部)
- (イ).市は、県を通じての国からの要請を受け、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。(健康福祉部)

(2)社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

ア. 事業者に対する支援

市は、特措法63条の2第1項に基づき、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、関係機関と連携し、審査体制の構築や、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(関係課)

イ. 市民生活及び経済の安定に関する措置

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活及び市民経済の安定のため、以下の必要な措置を講ずる。

(ア).上下水道の供給

上下水道施設を適正に稼働させ、機能を維持するために必要な措置。

(上下水道局)

(1).ごみ収集・処理

一般廃棄物の収集・処理が適切にできるために必要な措置。(経済環境部)

用語集

用 語	内 容
医療計画	医療法第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	本市行動計画においては、感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
帰国者等	帰国者及び入国者。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

緊急事態宣言 ⁴	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、国において、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。 ⁴
緊急事態措置 ⁴	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。 ⁴
健康観察 ⁴	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。 ⁴
検査等措置協定 ⁴	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。 ⁴
個人防護具 ⁴	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。 ⁴
住民接種 ⁴	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。 ⁴
新型インフルエンザ等 ⁴	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第14条の報告に係るものに限る。)及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 ⁴ 行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。 ⁴

新型インフルエンザ等緊急事態 ⁴	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。 ⁴
新興感染症 ⁴	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。 ⁴
相談センター ⁴	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。 ⁴
双方向のコミュニケーション ⁴	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。 ⁴
登録事業者 ⁴	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。 ⁴
特定新型インフルエンザ等対策 ⁴	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に ⁴ 規定するもの。 ⁴
特定接種 ⁴	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 ⁴
濃厚接触者 ⁴	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。 ⁴
病原性 ⁴	「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。 ⁴
フレイル ⁴	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。 ⁴

まん延防止等重点措置 ⁴	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。 ⁴
無症状病原体保有者 ⁴	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。 ⁴
有事 ⁴	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。 ⁴
予防計画 ⁴	感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。 ⁴
リスクコミュニケーション ⁴	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。 ⁴
EBPM ⁴	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Makingの略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。 ⁴
PDCA ⁴	Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。 ⁴

小松市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年7月改定

小松市健康福祉部いきいき健康課

〒923-8650 小松市小馬出町91番地

TEL 0761-24-8056

FAX 0761-23-6401

e-mail kenkouka@city.komatsu.lg.jp